

鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例（昭和61年条例第27号）新旧対照表 第35条関係

改正後				改正前			
<p>○鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和61年9月26日 鳥取市条例第27号</p> <p>第1条～第12条（略）</p> <p>（使用料の算定方法）</p> <p>第13条 使用料の額は、市長が定める2月ごとの使用期間（以下「使用期間」という。）において使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。この場合において、1月当たりの排除汚水量は、当該使用期間において各月均等に排除したものとみなす。</p>				<p>○鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和61年9月26日 鳥取市条例第27号</p> <p>第1条～第12条（略）</p> <p>（使用料の算定方法）</p> <p>第13条 使用料の額は、市長が定める2月ごとの使用期間（以下「使用期間」という。）において使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。この場合において、1月当たりの排除汚水量は、当該使用期間において各月均等に排除したものとみなす。</p>			
区分	排除汚水量（1月につき）	基本料金（1月につき）	従量料金（1m <sup>3</sup> につき）	区分	排除汚水量（1月につき）	基本料金（1月につき）	従量料金（1m <sup>3</sup> につき）
一般汚水	8m <sup>3</sup> までの分	956円	27円	一般汚水	8m <sup>3</sup> までの分	956円	27円
	8m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分		112円		8m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分		112円
	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分		166円		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分		166円
	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分		183円		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分		183円
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分		208円		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分		208円
	100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで		221円		100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで		221円

	の分		
	200m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで		231円
	の分		
	500m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> までの分		255円
	1,000m <sup>3</sup> を超える分		291円
特別汚水	1m <sup>3</sup> につき		122円
備考			
<p>1 一般汚水とは、特別汚水以外の汚水をいう。</p> <p>2 特別汚水とは、公衆浴場（公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場をいう。）から排除される汚水及びプール（学校その他の公共施設に設置されたものに限る。）から排除される汚水をいう。</p>			
<p>2 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施工その他排水のため排水施設を一時使用する場合の使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、8立方メートルまでの分は、1立方メートルにつき107円、これを超える分については、前項の表の一般汚水の従量料金を適用して算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p>			
第13条第3項、（略）			
第13条の2 ～ 第18条（略）			

	の分		
	200m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで		231円
	の分		
	500m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> までの分		255円
	1,000m <sup>3</sup> を超える分		291円
特別汚水	1m <sup>3</sup> につき		122円
備考			
<p>1 一般汚水とは、特別汚水以外の汚水をいう。</p> <p>2 特別汚水とは、公衆浴場（公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場をいう。）から排除される汚水及びプール（学校その他の公共施設に設置されたものに限る。）から排除される汚水をいう。</p>			
<p>2 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施工その他排水のため排水施設を一時使用する場合の使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、8立方メートルまでの分は、1立方メートルにつき107円、これを超える分については、前項の表の一般汚水の従量料金を適用して算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p>			
第13条第3項、（略）			
第13条の2 ～ 第18条（略）			